

平成21年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	9.教育費	事業名	6.史跡保存整備費				
項	5.社会教育費	細事業名	2.井野長割遺跡保存整備費				
目	2.文化財保護費	担当課・係	文化課 (執行課: 文化課)				

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	2,011	要 求									2,011
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	英知を伝え、心豊かに明日を育むまちづくり/個性ある文化を創造し、継承するまちづくり/国指定文化財井野長割遺							
	【井野長割遺跡の保存整備に関する業務】	施策体系コード	03-05-02-10-15			事業番号	271-1			
	史跡井野長割遺跡の公有地化を図るため関係者との協議を行います	総事業費	590,460千円				事業期間	平成18年度～平成22年度		
	。また、保存整備に向けて検討を行います。	年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
			1,000	579,938	1,100	2,011	6,411			
		(事業実施に関する根拠法令)								
		文化財保護法								
		千葉県文化財保護条例								

< 事業に関する説明 >

(事業の説明)	(事業の目的)	(事業の効果)
国指定史跡井野長割遺跡(平成17年3月2日指定)の維持管理を行うとともに、適正な保存管理、整備に向けた検討を行う。	史跡内の維持管理を行う。 保存整備検討会で史跡の保存整備について検討する。	国指定遺跡の適正な保存。 国民共有の財産である史跡の適正な管理・整備が実施される。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)
隣接地に分譲住宅が建設され、下草・樹木の管理にこれまで以上の注意が必要である。	草刈業務委託を年間2回実施し、ハンドガイドによる草刈を一部導入する。 隣接に住宅が建築されたため樹木剪定を計上した。	公有地化は平成19年度に終了している。 隣接地が民有地(住宅地)のため、樹木剪定と年間2回の草刈を計上した。